

横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱

制定 令和3年3月1日 健障サ第3159号（副市長決裁）

最近改正 令和5年4月17日 健障サ第3675号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の重度化又は高齢化に対応する障害者グループホームの運営に要する経費に対し、予算の範囲内において行う補助金の交付について、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）、社会福祉法（昭和35年法律第45号）第58条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

（補助事業者の範囲）

第3条 この要綱における補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する障害者グループホームを運営するものとする。

- (1) 重度化対応障害者グループホーム 横浜市障害者グループホーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）第3条第1項第3号に定める障害者グループホーム
- (2) 高齢化対応障害者グループホーム 設置運営要綱第3条第1項第4号に定める障害者グループホーム

（補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助事業者への補助額の算定方法及び補助対象となる経費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 重度化対応障害者グループホームについては、別表1の定めによる。
- (2) 高齢化対応障害者グループホームについては、別表2の定めによる。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、次の各号に定めるいずれかの書類に、次項で定める書類を添えて、

市長に提出しなければならない。

- (1) 重度化対応障害者グループホーム 重度化対応障害者グループホーム運営費補助金交付申請書（第1号様式）
 - (2) 高齢化対応障害者グループホーム 高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付申請書（第2号様式）
- 2 第1項第1号の重度化対応障害者グループホーム運営費補助金交付申請書（第1号様式）に添える書類は、次のとおりとする。
- (1) 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付申請書総括表（第3号様式）（複数の障害者グループホームについて申請する場合に限る。）
 - (2) 運営事業計画書（第4号様式）
 - (3) 収支予算書（第4号様式の2）
 - (4) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式
 - (5) 交流室又は交流室用駐車場その他交流に要するスペース（以下「交流室等」という。）の賃貸借契約書の写し（交流室等借上補助を申請する場合に限る。）
 - (6) 看護師の資格を証する書類の写し（看護師雇用補助を申請する場合に限る。）
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項第2号の高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付申請書（第2号様式）に添える書類は、次のとおりとする。
- (1) 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付申請書総括表（第3号様式）（複数の障害者グループホームについて申請する場合に限る。）
 - (2) 運営事業計画書（第4号様式の3）
 - (3) 収支予算書（第4号様式の4）
 - (4) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式
 - (5) 看護師の資格を証する書類の写し（看護師雇用補助を申請する場合に限る。）
 - (6) 栄養士の資格を証する書類の写し（栄養士雇用補助を申請する場合に限る。）
 - (7) 介護福祉士の資格を証する書類の写し（介護福祉士雇用補助を申請する場合に限る。）
 - (8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、第5条第1項第1号の重度化対応障害者グループホーム運営費補助金交付申請書又は第5条第1項第2号の高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付申請書を受理したときは、その内容について審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の目的及び内容を適正と認めた場合には、重度化高齢化対応

障害者グループホーム運営費補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

- 2 前項において、交付申請の内容の一部が適正ではないと認められる場合には、減額して交付を決定することができる。
- 3 市長は、第1項の調査の結果により、補助金の全部を交付しないことと決定したときは、申請者に対し、重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金不交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、前条第1項の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 申請者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 申請者は、当該申請以前に第6条第1項に基づく補助金の交付決定を受けたことがある場合は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了していないときを除き、その補助事業に係る第14条第1項の報告を完了していなければならない。
- (3) 申請者は、補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（変更の申請）

第8条 申請者は、第5条第1項第1号又は第5条第1項第2号で申請した事項の変更をしようとするときは、あらかじめ次の各号に定めるいずれかの書類に、重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付決定通知書の写し及び変更する事項に係る書類を添えて、市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 第5条第1項第1号で申請した事項の変更をしようとするとき 重度化対応障害者グループホーム運営費補助金交付額変更承認申請書（第7号様式）
- (2) 第5条第1項第2号で申請した事項の変更をしようとするとき 高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付額変更承認申請書（第7号様式の2）

（変更の承認通知）

第9条 市長は、前条の申請を適当であると認めたときは、重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付額変更承認通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、第7条第1項第1号及び第3号に定める条件を付するものとする。
- 3 市長は、前条の申請内容を調査した結果、変更を承認しないことと決定したときは、重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付額変更不承認通知書（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、第6条第1項の重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付決定通知書の交付を受けた場合において、当該決定通知書に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日以内に、重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付申請取下げ書（第10号様式）に、当該決定通知書の写しを添えて提出することにより、申請の取下げをすることができる。ただし、当該補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、取り下げることができない。

（補助事業の遂行）

- 第11条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（状況報告）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

（補助事業の遂行等の指示）

- 第13条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。
- 2 市長は、補助事業者が前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したとき又は補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに、次の各号に定めるいずれかの書類に、次項で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 重度化対応障害者グループホーム 重度化対応障害者グループホーム運営費補助金実績報告書(第 11 号様式)
- (2) 高齢化対応障害者グループホーム 高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金実績報告書(第 12 号様式)

2 第 1 項各号の実績報告書に添える書類は、次のとおりとする。

- (1) 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金実績報告書総括表(第 13 号様式)(複数の障害者グループホームについて報告する場合に限る。)
- (2) 収支決算書(第 14 号様式)(高齢化対応障害者グループホームは、収支決算書(第 14 号様式の 2))
- (3) 当該収支計算に係る支出を証する書類その他証憑書類(人件費を証する書類は、賃金台帳の写し又はこれに類するものとする。)
- (4) この要綱に基づく補助金以外の補助金等(補助金、助成金及び交付金をいう。)の交付を受けている場合は、当該補助金等の決定通知書など交付額及び交付内容がわかる書類
- (5) 合計残高試算表その他これに類するもの
- (6) 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付決定通知書の写し
- (7) 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付額変更承認通知書の写し(第 9 条第 1 項の重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付額変更承認通知書の交付を受けた場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定による報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付額確定通知書(第 15 号様式)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 16 条 市長は、第 14 条第 1 項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

(交付の時期)

第 17 条 補助金は、第 15 条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。

- 2 市長が、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業者が補助事業を実施できないと認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(交付の請求)

第 18 条 第 15 条の重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付額確定通知書の交付を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付請求書（第 16 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、前条第 2 項により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとする場合について準用する。
- 3 市長は、前項の請求があった場合は、概算払いで交付するものとする。

(決定の取消し)

第 19 条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の他の用途への使用をしたとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 設置運営要綱第 8 条から第 10 条の規定に違反したとき。
 - (5) その他法令、条例、規則、設置運営要綱又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、当該補助事業者に対し、重度

化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付決定取消通知書（第 17 号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 20 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第 21 条 補助事業者は、第 19 条第 1 項の規定による取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領した日において受領されたものとする。

3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（他の補助金等の一時停止等）

第 22 条 補助金の返還を命ぜられた補助事業者が、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合、市長は、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停

止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(関係書類の整備)

第 23 条 補助事業者は、重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等並びに領収書等の書類を整備し、10年間保存しておかなければならない。

(調査又は報告)

第 24 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 25 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第18号様式)に、次の各号で定める書類を添えて、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類(別紙1)
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
- (4) 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付額確定通知書の写し

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。補助事業者は、市長の返還命令を受けて当該仕入控除税額を返還しなければならない。

(委任)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月17日から施行する。

別表1（第4条第1項第1号）

重度化対応障害者グループホーム運営費補助金

補助項目	補助基準額 (年額)	算定方法	補助対象 経費
交流室等 借上補助	5,460,000円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	交流室等の賃料
指導員 雇用補助	5,576,400円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	指導員の賃金
看護師 雇用補助	5,668,800円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	看護師の賃金

別表2（第4条第1項第2号）

高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金

補助項目	補助基準額 (年額)	算定方法	補助対象 経費
看護師 雇用補助	5,668,800円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	看護師の賃金
栄養士 雇用補助	2,136,000円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	栄養士の賃金
調理員 雇用補助	3,504,000円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	調理員の賃金
介護福祉士 雇用補助	3,804,000円	申請額と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	介護福祉士の賃金

（提出先） 横 浜 市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

重度化対応障害者グループホーム 運営費補助金交付申請書

重度化対応障害者グループホーム運営費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市重度化高齢化対応グループホーム運営費補助要綱を遵守します。

1 グループホームの名称

名称	
----	--

2 申請額

申請額	円
-----	---

（経費区分ごとの内訳）

経費区分	申請額	申請理由
交流室等借上補助	円	
指導員雇用補助	円	
看護師雇用補助	円	

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先 〒 -

3 補助対象月ごとの内訳

(1) 交流室等借上補助

月	申請額	内訳
4月	円	
5月	円	
6月	円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月	円	
12月	円	
1月	円	
2月	円	
3月	円	
計	円	

(2) 指導員雇用補助

月	申請額	内訳
4月	円	
5月	円	
6月	円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月	円	
12月	円	
1月	円	
2月	円	
3月	円	
計	円	

(3) 看護師雇用補助

月	申請額	内訳
4月	円	
5月	円	
6月	円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月	円	
12月	円	
1月	円	
2月	円	
3月	円	
計	円	

4 添付書類

- (1) 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付申請書総括表
(第3号様式) (複数の障害者グループホームについて申請する場合に限る。)
- (2) 運営事業計画書 (第4号様式)
- (3) 収支予算書 (第4号様式の2)
- (4) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式
- (5) 交流室又は交流室用駐車場その他交流に要するスペース (以下「交流室等」という。) の賃貸借契約書の写し (交流室等借上補助を申請する場合に限る。)
- (6) 看護師の資格を証する書類の写し (看護師雇用補助を申請する場合に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

（提出先） 横 浜 市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

高齢化対応障害者グループホーム 運営費補助金交付申請書

高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱を遵守します。

1 グループホームの名称

名称	
----	--

2 申請額

申請額	円
-----	---

（経費区分ごとの内訳）

経費区分	申請額	申請理由
看護師雇用補助	円	
栄養士雇用補助	円	
調理員雇用補助	円	
介護福祉士雇用補助	円	

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先 〒 -

3 補助対象月ごとの内訳

(1) 看護師雇用補助

月	申請額	内訳
4月	円	
5月	円	
6月	円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月	円	
12月	円	
1月	円	
2月	円	
3月	円	
計	円	

(2) 栄養士雇用補助

月	申請額	内訳
4月	円	
5月	円	
6月	円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月	円	
12月	円	
1月	円	
2月	円	
3月	円	
計	円	

(3) 調理員雇用補助

月	申請額	内訳
4月	円	
5月	円	
6月	円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月	円	
12月	円	
1月	円	
2月	円	
3月	円	
計	円	

(4) 介護福祉士雇用補助

月	申請額	内訳
4月	円	
5月	円	
6月	円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月	円	
12月	円	
1月	円	
2月	円	
3月	円	
計	円	

4 添付書類

- (1) 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付申請書総括表
(第3号様式) (複数の障害者グループホームについて申請する場合に限る。)
- (2) 運営事業計画書 (第4号様式の3)
- (3) 収支予算書 (第4号様式の4)
- (4) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式
- (5) 看護師の資格を証する書類の写し (看護師雇用補助を申請する場合に限る。)
- (6) 栄養士の資格を証する書類の写し (栄養士雇用補助を申請する場合に限る。)
- (7) 介護福祉士の資格を証する書類の写し (介護福祉士雇用補助を申請する場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(提出先) 横浜市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び

代表者氏名

重度化高齢化対応障害者グループホーム 運営費補助金交付申請書総括表

重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱を遵守します。

1 申請額合計

円

2 申請額内訳

ホーム名

申請額

円

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先

〒 -

運営事業計画書

法人名	
グループホーム名	

1 支援方針

利用者の生活状況	
具体的な支援内容	
重度化への対応方針	

2 職員の雇用育成

職員確保の方法	
職員に対する研修	
職員の育成方法	

3 雇用状況及び計画

（単位：円）

職種	氏名	月数 (月)	給与 (月額)	保険料等※ 給与月額分	賞与 (年額)	保険料等※ 賞与年額分	合計額 (年額)
指導員							
看護師							

※保険料等とは、法人が負担する社会保険料等をいう。

4 その他特記事項

収支予算書

法人名	
事業所名	
グループホーム名	

当事業所（決算区分がホームごとの場合は、当ホーム）の収支予算は、下表のとおりです。

1 収入 （単位：円）

項目	金額	左記金額のうち この要綱に基づ く補助金額	説明
給付費			
訓練等給付費			
補助金等（補助金、交付金、助成金等）			
補助金 （この要綱に基づく補助金）			
国の補助金等（給付費以外）			
県の補助金等（給付費以外）			
市の補助金（運営費補助金）			障害者グループホーム 運営費補助金
市の加算（助成費）			サービス管理費等
上記以外の補助金			
利用者負担金			
家賃			
水道光熱費			
日用品費			
食材料費			
その他（ ）			
借入れ			
			借入先：
その他			
合計			

必要に応じて行を追加又は削除してください。申請する年度の収入を記入してください。

2 支出

(単位：円)

項目	金額	この要綱に 基づく補助金を 充当する額	説明
家賃			
本体住居			
交流室等			
人件費			
指導員の賃金			
看護師の賃金			
その他職員の賃金			
退職積立金等			
その他厚生費			
返済			
固定資産取得費			
水道光熱費			
日用品費			
食材料費			
その他			
合計			

必要に応じて行を追加又は削除してください。申請する年度の支出を記入してください。

運営事業計画書

法人名	
グループホーム名	

1 支援方針

利用者の生活状況	
具体的な支援内容	
高齢化への対応方針	

2 職員の雇用育成

職員確保の方法	
職員に対する研修	
職員の育成方法	

3 雇用状況及び計画

（単位：円）

職種	氏名	月数 (月)	給与 (月額)	保険料等※ 給与月額分	賞与 (年額)	保険料等※ 賞与年額分	合計額 (年額)
看護師							
栄養士							
調理員							
介護福祉士							

※保険料等とは、法人が負担する社会保険料等をいう。

4 その他特記事項

収支予算書

法人名	
事業所名	
グループホーム名	

当事業所（決算区分がホームごとの場合は、当ホーム）の収支予算は、下表のとおりです。

1 収入

(単位：円)

項目	金額	左記金額のうち この要綱に基づ く補助金額	説明
給付費			
訓練等給付費			
補助金等（補助金、交付金、助成金等）			
補助金 （この要綱に基づく補助金）			
国の補助金等（給付費以外）			
県の補助金等（給付費以外）			
市の補助金（運営費補助金）			障害者グループホーム 運営費補助金
市の加算（助成費）			サービス管理費等
上記以外の補助金			
利用者負担金			
家賃			
水道光熱費			
日用品費			
食材料費			
その他（ ）			
借入れ			
			借入先：
その他			
合計			

必要に応じて行を追加又は削除してください。申請する年度の収入を記入してください。

2 支出

(単位：円)

項目	金額	この要綱に 基づく補助金を 充当する額	説明
家賃			
本体住居			
人件費			
看護師の賃金			
栄養士の賃金			
調理員の賃金			
介護福祉士の賃金			
その他職員の賃金			
退職積立金等			
その他厚生費			
返済			
固定資産取得費			
水道光熱費			
日用品費			
食材料費			
その他			
合計			

必要に応じて行を追加又は削除してください。申請する年度の支出を記入してください。

年 月 日
第 号

(法人名)
(代表者名)

横浜市長 印

重度化高齢化対応障害者グループホーム 運営費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金については、次の条件をつけて交付します。

- 1 交付決定の内容
 - (1) 交付決定額
 - (2) 交付予定時期
- 2 対象グループホーム
- 3 交付条件
 - (1) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けてください。
 - (2) 当該申請以前に第6条第1項に基づく補助金の交付決定を受けたことがある場合は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了していないときを除き、その補助事業に係る第14条第1項の報告を完了してください。
 - (3) 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けてください。
 - (4) やむを得ず事業に変更を生じたときには、市長の承認を得てください。
 - (5) 市の会計年度が終了したとき又は補助事業が完了したときは、直ちに実績報告書を提出してください。
 - (6) 横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱第18条第2項の交付の請求をする場合は、この通知書の写しを添付してください。
 - (7) 補助金は重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助事業のために使用し、他の事業に使用しないでください。
 - (8) 剰余金が生じたときは、その残金を速やかに返還してください。
 - (9) 横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返還していただきます。
 - (10) 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助事業に関して収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支についての証拠書類は事業完了後10年間保存してください。なお、それらについて調査を行うことがあります。
 - (11) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱の定めに従ってください。

担 当
連絡先

年 第 月 号 日

(法人名)
(代表者名)

横浜市長 印

重度化高齢化対応障害者グループホーム 運営費補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金については、次の理由により、交付しないことと決定しましたので通知します。

- 1 申請額
- 2 対象グループホーム
- 3 不交付の理由

担 当
連絡先

（提出先） 横浜市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

重度化対応障害者グループホーム 運営費補助金交付額変更承認申請書

重度化対応障害者グループホーム運営費補助事業について、申請した事項の変更をして補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱を遵守します。

1 グループホームの名称

名称	
----	--

2 変更承認申請額

変更承認申請額	円
---------	---

（経費区分ごとの内訳）

経費区分	変更承認申請額	既交付決定額	変更内容
交流室等借上補助	円	円	
指導員雇用補助	円	円	
看護師雇用補助	円	円	

担当者
連絡先
書類送付先 〒 -

3 補助対象月ごとの内訳

(1) 交流室等借上補助

月	変更承認申請額	既交付決定額	内訳
4月	円	円	
5月	円	円	
6月	円	円	
7月	円	円	
8月	円	円	
9月	円	円	
10月	円	円	
11月	円	円	
12月	円	円	
1月	円	円	
2月	円	円	
3月	円	円	
計	円	円	

(2) 指導員雇用補助

月	変更承認申請額	既交付決定額	内訳
4月	円	円	
5月	円	円	
6月	円	円	
7月	円	円	
8月	円	円	
9月	円	円	
10月	円	円	
11月	円	円	
12月	円	円	
1月	円	円	
2月	円	円	
3月	円	円	
計	円	円	

(3) 看護師雇用補助

月	変更承認申請額	既交付決定額	内訳
4月	円	円	
5月	円	円	
6月	円	円	
7月	円	円	
8月	円	円	
9月	円	円	
10月	円	円	
11月	円	円	
12月	円	円	
1月	円	円	
2月	円	円	
3月	円	円	
計	円	円	

4 添付書類（次のいずれかのうち、変更する事項に係る書類を添付する。）

- (1) 運営事業計画書（第4号様式）
- (2) 収支予算書（第4号様式の2）
- (3) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式
- (4) 交流室又は交流室用駐車場その他交流に要するスペース（以下「交流室等」という。）の賃貸借契約書の写し（交流室等借上補助を申請する場合に限る。）
- (5) 看護師の資格を証する書類の写し（看護師雇用補助を申請する場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（提出先）横浜市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

高齢化対応障害者グループホーム 運営費補助金交付額変更承認申請書

高齢化対応障害者グループホーム運営費補助事業について、申請した事項の変更をして補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱を遵守します。

1 グループホームの名称

名称	
----	--

2 変更承認申請額

変更承認申請額		円
---------	--	---

（経費区分ごとの内訳）

経費区分	変更承認申請額	既交付決定額	変更内容
看護師雇用補助	円	円	
栄養士雇用補助	円	円	
調理員雇用補助	円	円	
介護福祉士雇用補助	円	円	

担当者
連絡先
書類送付先 〒 -

3 補助対象月ごとの内訳

(1) 看護師雇用補助

月	変更承認申請額	既交付決定額	内訳
4月	円	円	
5月	円	円	
6月	円	円	
7月	円	円	
8月	円	円	
9月	円	円	
10月	円	円	
11月	円	円	
12月	円	円	
1月	円	円	
2月	円	円	
3月	円	円	
計	円	円	

(2) 栄養士雇用補助

月	変更承認申請額	既交付決定額	内訳
4月	円	円	
5月	円	円	
6月	円	円	
7月	円	円	
8月	円	円	
9月	円	円	
10月	円	円	
11月	円	円	
12月	円	円	
1月	円	円	
2月	円	円	

3月	円	円	
計	円	円	

(3) 調理員雇用補助

月	変更承認申請額	既交付決定額	内訳
4月	円	円	
5月	円	円	
6月	円	円	
7月	円	円	
8月	円	円	
9月	円	円	
10月	円	円	
11月	円	円	
12月	円	円	
1月	円	円	
2月	円	円	
3月	円	円	
計	円	円	

(4) 介護福祉士雇用補助

月	変更承認申請額	既交付決定額	内訳
4月	円	円	
5月	円	円	
6月	円	円	
7月	円	円	
8月	円	円	
9月	円	円	
10月	円	円	
11月	円	円	
12月	円	円	
1月	円	円	
2月	円	円	
3月	円	円	
計	円	円	

4 添付書類（次のいずれかのうち、変更する事項に係る書類を添付する。）

- (1) 運営事業計画書（第4号様式の3）
- (2) 収支予算書（第4号様式の4）
- (3) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式
- (4) 看護師の資格を証する書類の写し（看護師雇用補助を申請する場合に限る。）
- (5) 栄養士の資格を証する書類の写し（栄養士雇用補助を申請する場合に限る。）
- (6) 介護福祉士の資格を証する書類の写し（介護福祉士雇用補助を申請する場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

年 第 号
月 日

（法人名）
（代表者名）

横浜市長 印

重度化高齢化対応障害者グループホーム 運営費補助金交付額変更承認通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した 年度重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金について、次のとおり交付額を変更しましたので、通知します。

1 変更を承認した内容

- (1) 交付決定額
- (2) 交付予定時期

2 対象グループホーム

3 交付条件

- (1) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けてください。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (3) やむを得ず事業に変更を生じたときには、市長の承認を得てください。
- (4) 市の会計年度が終了したとき又は補助事業が完了したときは、直ちに実績報告書を提出してください。
- (5) 横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱第18条第2項の交付の請求をする場合は、この通知書の写しを添付してください。
- (6) 補助金は重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助事業のために使用し、他の事業に使用しないでください。
- (7) 剰余金が生じたときは、その残金を速やかに返還してください。
- (8) 横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返還していただきます。
- (9) 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助事業に関して収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支についての証拠書類は事業完了後10年間保存してください。なお、それらについて調査を行うことがあります。
- (10) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱の定めに従ってください。

担 当
連絡先

年 第 月 号 日

(法人名)
(代表者名)

横浜市長 印

重度化高齢化対応障害者グループホーム 運営費補助金交付額変更不承認通知書

年 月 日に変更の申請がありました 年度重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金については、次の理由により、変更を承認しないことと決定しましたので、通知します。

- 1 変更承認申請額
- 2 対象グループホーム
- 3 不承認の理由

担 当
連絡先

（提出先） 横 浜 市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

**重度化高齢化対応障害者グループホーム
運営費補助金交付申請取下げ書**

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた 年度重度化高齢化対応
障害者グループホーム運営費補助金の申請を取り下げます。

1 交付決定の内容

(1) 交付決定額

(2) 交付予定時期

2 対象グループホーム

3 取り下げる理由

4 添付書類

重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付決定通知書の写し

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先 〒 -

（提出先） 横 浜 市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

重度化対応障害者グループホーム 運営費補助金実績報告書

重度化対応障害者グループホーム運営費補助事業について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 グループホームの名称

名称	
----	--

2 既交付決定額、執行額及び精算額

既交付決定額		円
執行額		円
精算額		円

（経費区分ごとの内訳）

経費区分	既交付決定額 (A)	執行額 (B)	精算額 (A - B)	返還理由※
交流室等借上補助	円	円	円	
指導員雇用補助	円	円	円	
看護師雇用補助	円	円	円	

※返還が発生する場合は、その理由を記載してください。

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先 〒 -

3 補助対象月ごとの内訳

(1) 交流室等借上補助

月	既交付決定額	受領年月日	執行額	精算額
4月	円	年 月 日	円	円
5月	円	年 月 日	円	円
6月	円	年 月 日	円	円
7月	円	年 月 日	円	円
8月	円	年 月 日	円	円
9月	円	年 月 日	円	円
10月	円	年 月 日	円	円
11月	円	年 月 日	円	円
12月	円	年 月 日	円	円
1月	円	年 月 日	円	円
2月	円	年 月 日	円	円
3月	円	年 月 日	円	円
追加	円	年 月 日	円	円
計	円		円	円

(2) 指導員雇用補助

月	既交付決定額	受領年月日	執行額	精算額
4月	円	年 月 日	円	円
5月	円	年 月 日	円	円
6月	円	年 月 日	円	円
7月	円	年 月 日	円	円
8月	円	年 月 日	円	円
9月	円	年 月 日	円	円
10月	円	年 月 日	円	円
11月	円	年 月 日	円	円
12月	円	年 月 日	円	円
1月	円	年 月 日	円	円
2月	円	年 月 日	円	円
3月	円	年 月 日	円	円
追加	円	年 月 日	円	円
計	円		円	円

(3) 看護師雇用補助

月	既交付決定額	受領年月日	執行額	精算額
4月	円	年 月 日	円	円
5月	円	年 月 日	円	円
6月	円	年 月 日	円	円
7月	円	年 月 日	円	円
8月	円	年 月 日	円	円
9月	円	年 月 日	円	円
10月	円	年 月 日	円	円
11月	円	年 月 日	円	円
12月	円	年 月 日	円	円
1月	円	年 月 日	円	円
2月	円	年 月 日	円	円
3月	円	年 月 日	円	円
追加	円	年 月 日	円	円
計	円		円	円

4 添付書類

- (1) 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金実績報告書総括表
(第13号様式) (複数の障害者グループホームについて報告する場合に限る。)
- (2) 収支決算書 (第14号様式)
- (3) 当該収支計算に係る支出を証する書類その他証憑書類
(人件費を証する書類は、賃金台帳の写し又はこれに類するものとする。)
- (4) この要綱に基づく補助金以外の補助金等 (補助金、助成金及び交付金をいう。) の交付を受けている場合は、当該補助金等の決定通知書など交付額及び交付内容がわかる書類
- (5) 合計残高試算表その他これに類するもの
- (6) 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付決定通知書の写し
- (7) 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付額変更承認通知書の写し (第9条第1項の重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付額変更承認通知書の交付を受けた場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

（提出先） 横 浜 市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

高齢化対応障害者グループホーム 運営費補助金実績報告書

高齢化対応障害者グループホーム運営費補助事業について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 グループホームの名称

名称	
----	--

2 既交付決定額、執行額及び精算額

既交付決定額		円
執行額		円
精算額		円

（経費区分ごとの内訳）

経費区分	既交付決定額 (A)	執行額 (B)	精算額 (A - B)	返還理由※
看護師雇用補助	円	円	円	
栄養士雇用補助	円	円	円	
調理員雇用補助	円	円	円	
介護福祉士雇用補助	円	円	円	

※返還が発生する場合は、その理由を記載してください。

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先 〒 -

3 補助対象月ごとの内訳

(1) 看護師雇用補助

月	既交付決定額	受領年月日	執行額	精算額
4月	円	年 月 日	円	円
5月	円	年 月 日	円	円
6月	円	年 月 日	円	円
7月	円	年 月 日	円	円
8月	円	年 月 日	円	円
9月	円	年 月 日	円	円
10月	円	年 月 日	円	円
11月	円	年 月 日	円	円
12月	円	年 月 日	円	円
1月	円	年 月 日	円	円
2月	円	年 月 日	円	円
3月	円	年 月 日	円	円
追加	円	年 月 日	円	円
計	円		円	円

(2) 栄養士雇用補助

月	既交付決定額	受領年月日	執行額	精算額
4月	円	年 月 日	円	円
5月	円	年 月 日	円	円
6月	円	年 月 日	円	円
7月	円	年 月 日	円	円
8月	円	年 月 日	円	円
9月	円	年 月 日	円	円
10月	円	年 月 日	円	円
11月	円	年 月 日	円	円
12月	円	年 月 日	円	円
1月	円	年 月 日	円	円
2月	円	年 月 日	円	円
3月	円	年 月 日	円	円
追加	円	年 月 日	円	円
計	円		円	円

(3) 調理員雇用補助

月	既交付決定額	受領年月日	執行額	精算額
4月	円	年 月 日	円	円
5月	円	年 月 日	円	円
6月	円	年 月 日	円	円
7月	円	年 月 日	円	円
8月	円	年 月 日	円	円
9月	円	年 月 日	円	円
10月	円	年 月 日	円	円
11月	円	年 月 日	円	円
12月	円	年 月 日	円	円
1月	円	年 月 日	円	円
2月	円	年 月 日	円	円
3月	円	年 月 日	円	円
追加	円	年 月 日	円	円
計	円		円	円

(4) 介護福祉士雇用補助

月	既交付決定額	受領年月日	執行額	精算額
4月	円	年 月 日	円	円
5月	円	年 月 日	円	円
6月	円	年 月 日	円	円
7月	円	年 月 日	円	円
8月	円	年 月 日	円	円
9月	円	年 月 日	円	円
10月	円	年 月 日	円	円
11月	円	年 月 日	円	円
12月	円	年 月 日	円	円
1月	円	年 月 日	円	円
2月	円	年 月 日	円	円
3月	円	年 月 日	円	円
追加	円	年 月 日	円	円
計	円		円	円

4 添付書類

- (1) 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金実績報告書総括表
(第13号様式) (複数の障害者グループホームについて報告する場合に限る。)
- (2) 収支決算書 (第14号様式の2)
- (3) 当該収支計算に係る支出を証する書類その他証憑書類 (人件費を証する書類は、貸金台帳の写し又はこれに類するものとする。)
- (4) この要綱に基づく補助金以外の補助金等 (補助金、助成金及び交付金をいう。) の交付を受けている場合は、当該補助金等の決定通知書など交付額及び交付内容がわかる書類
- (5) 合計残高試算表その他これに類するもの
- (6) 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付決定通知書の写し
- (7) 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付額変更承認通知書の写し (第9条第1項の重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金交付額変更承認通知書の交付を受けた場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

（提出先） 横 浜 市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

重度化高齢化対応障害者グループホーム 運営費補助金実績報告書総括表

重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助事業について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 既交付決定額、執行額及び精算額

既交付決定額	円
執行額	円
精算額	円

2 内訳

ホーム名

既交付決定額

円

執行額

円

精算額

円

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先 〒 -

収支決算書

法人名	
事業所名	
グループホーム名	

当事業所（決算区分がホームごとの場合は、当ホーム）の収支決算は、下表のとおりです。

1 収入

（単位：円）

項目	金額	左記金額のうち この要綱に基づく 補助金額	説明
給付費			
訓練等給付費			
補助金等（補助金、交付金、助成金等）			
補助金 （この要綱に基づく補助金）			
国の補助金等（給付費以外）			
県の補助金等（給付費以外）			
市の補助金（運営費補助金）			障害者グループホーム 運営費補助金
市の加算（助成費）			サービス管理費等
上記以外の補助金			
利用者負担金			
家賃			
水道光熱費			
日用品費			
食材料費			
その他（ ）			
借入れ			
			借入先：
その他			
合計			

必要に応じて行を追加又は削除してください。報告する年度の収入を記入してください。

2 支出

(単位：円)

項目	金額	この要綱に 基づく補助金を 充当した額	説明
家賃			
本体住居			
交流室等			
人件費			
指導員の賃金			
看護師の賃金			
その他職員の賃金			
退職積立金等			
その他厚生費			
返済			
固定資産取得費			
水道光熱費			
日用品費			
食材料費			
その他			
合計			

必要に応じて行を追加又は削除してください。報告する年度の支出を記入してください。

収支決算書

法人名	
事業所名	
グループホーム名	

当事業所（決算区分がホームごとの場合は、当ホーム）の収支決算は、下表のとおりです。

1 収入

（単位：円）

項目	金額	左記金額のうち この要綱に基づ く補助金額	説明
給付費			
訓練等給付費			
補助金等（補助金、交付金、助成金等）			
補助金 （この要綱に基づく補助金）			
国の補助金等（給付費以外）			
県の補助金等（給付費以外）			
市の補助金（運営費補助金）			障害者グループホーム 運営費補助金
市の加算（助成費）			サービス管理費等
上記以外の補助金			
利用者負担金			
家賃			
水道光熱費			
日用品費			
食材料費			
その他（ ）			
借入れ			
			借入先：
その他			
合計			

必要に応じて行を追加又は削除してください。報告する年度の収入を記入してください。

2 支出

(単位：円)

項目	金額	この要綱に 基づく補助金を 充当した額	説明
家賃			
本体住居			
人件費			
看護師の賃金			
栄養士の賃金			
調理員の賃金			
介護福祉士の賃金			
その他職員の賃金			
退職積立金等			
その他厚生費			
返済			
固定資産取得費			
水道光熱費			
日用品費			
食材料費			
その他			
合計			

必要に応じて行を追加又は削除してください。報告する年度の支出を記入してください。

年 第 月 号
日

(法人名)
(代表者名)

横浜市長 印

重度化高齢化対応障害者グループホーム 運営費補助金交付額確定通知書

年 月 日に実績報告の提出のありました 年度重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金については、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

- 1 確定額等
 - (1) 交付確定額
 - (2) 既交付決定額
 - (3) 返還額
- 2 対象グループホーム
- 3 交付条件
 - (1) 横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱第18条第1項の交付の請求をする場合は、この通知書の写しを添付してください。
 - (2) 補助金は重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助事業のために使用し、他の事業に使用しないでください。
 - (3) 剰余金が生じたときは、その残金を速やかに返還してください。
 - (4) 横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返還していただきます。
 - (5) 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助事業に関して収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支についての証拠書類は事業完了後10年間保存してください。なお、それらについて調査を行うことがあります。
 - (6) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助要綱の定めに従ってください。

担 当
連絡先

（提出先）

横 浜 市 長

郵便番号

所 在 地

法 人 名

役職及び
代表者氏名

重度化高齢化対応障害者グループホーム
運営費補助金交付請求書

¥ _____ .-

ただし、 年度 月分として、上記の金額を請求します。

業者コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

振 込 先	金融機関名	銀行	支店
	フリガナ 口座名義人		
	口座番号	普通 当座	

（留意事項） 請求委任や受領委任を行う場合は、請求書の押印を省略できません。

担 当
連絡先

第 号
年 月 日

(法人名)
(代表者名)

横浜市長 印

重度化高齢化対応障害者グループホーム 運営費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号 年度重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助金の交付（決定・額確定）について、次の理由により、（全部・一部）を取り消しましたので、通知します。

- 1 既交付（決定・確定）額
- 2 取消後の交付（決定・確定）額
- 3 対象グループホーム
- 4 取消しの理由

担 当
連絡先

消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 補助事業名 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助事業
- 2 法人名 _____
- 3 法人所在地 _____
- 4 役職及び代表者氏名 _____
- 5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

**消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類**

- 1 補助事業名 重度化高齢化対応障害者グループホーム運営費補助事業
- 2 法人名 _____
- 3 法人所在地 _____
- 4 役職及び代表者氏名 _____
- 5 補助金確定額 金 _____ 円
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 _____ 円

- 7 6の計算方法や積算の内訳
 (1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分		課税仕入				非課税仕入	合計
		課税仕入	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経 費 の 内 訳		0					0
		0					0
		0					0
		0					0
		0					0
		0					0
	計	0	0	0	0	0	0

(2) 課税売上割合 _____ %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法
